



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月30日火曜日 第2491号

◇ 目 次 ◇

指定障害福祉サービス事業の廃止..... (障害福祉課) ... 573
 解除予定保安林..... (森林整備課) ... 573
 都市計画事業の施行..... (都市整備課) ... 573
 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定..... (建築住宅課) ... 574
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... (南予地方局農村整備課) ... 574
 道路の区域変更 (県道西谷吉田線)..... (南予地方局管理課) ... 574
 道路の供用開始 (")..... (") ... 574
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... (南予地方局八幡浜支局農村整備第一課) ... 574
 道路の供用開始 (県道長浜中村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 575

公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者..... (薬務衛生課) ... 575

人事委員会規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 575

告 示

○愛媛県告示第878号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月30日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810200331	特定非営利活動法人 麦の穂	今治市玉川町摺木カハラ甲6番地4	市川 妙子	生活介護	麦の穂	今治市玉川町摺木カハラ甲6番地4	平成25年6月30日
3810200331	特定非営利活動法人 麦の穂	今治市玉川町摺木カハラ甲6番地4	市川 妙子	就労継続支援 B型	麦の穂	今治市玉川町摺木カハラ甲6番地4	平成25年6月30日

○愛媛県告示第879号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年7月30日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡伊方町大久字アカイワ608の7から608の11、622の3、623の9
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第880号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成25年7月30日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画事業の種類及び名称
四国中央都市計画道路事業
3・5・3中央村松線
- 施行者の名称
愛媛県
- 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 事業地の所在
(1) 収用の部分
愛媛県四国中央市村松町字神楽縄、江端縄、富光増縄及び日

吉縄地内
(2) 使用の部分
なし

平成25年 8月 1日
4 指定をした日
平成25年 7月30日

○愛媛県告示第881号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のように指定した。

平成25年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
本 部	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
大 阪 事 務 所	大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号

- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日

○愛媛県告示第882号

西予市明浜町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 7月30日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 西予市明浜町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
 - (2) 西予市明浜町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 7月30日から 8月27日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所明浜支所

○愛媛県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市三間町則1680番地先から同町則68番2地先まで	旧	メートル 6.0～8.6	キロメートル 0.054	
			新	7.2～32.2	0.051	

○愛媛県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西谷吉田線	宇和島市三間町則1680番地先から同町則68番2地先まで	平成25年 7月30日

○愛媛県告示第885号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・谷米津地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 7月30日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・谷米津地区）計画書の写し
 - (2) 大洲市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 7月31日から 8月27日まで
- 3 縦覧場所
大洲市役所本庁

○愛媛県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成25年 7 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市五郎甲689番2から 同市五郎乙23番3まで	平成25年 7 月31日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成25年 7 月 8 日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成25年 7 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10014	10020	10022	10028
10034	10045	10050	10052
10054			

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号

20003	20009	20015	20020
20021	20024	20033	20037
20045	20050	20051	20065
20068	20069	20075	20076
20077	20078	20080	20083
20085	20086	20088	20098
20101	20103	20118	20120
20121	20122	20143	20159
20161	20164	20165	20168
20180	20181	20191	

特定品目
該当者なし

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1138

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 7 月30日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給範囲の特例） 第 5 条 条例第10条第 1 項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものをいう。 (1) 省略 (2) <u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3 に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難</u>	（支給範囲の特例） 第 5 条 条例第10条第 1 項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員とは、次の各号の <u>一</u> に該当する職員で、交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものをいう。 (1) 省略 (2) <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表で</u> _____ <u>定める程度の障害のため歩行することが著しく困難</u>

な職員

(返納の事由及び額等)

第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 省略

(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 省略

2・3 省略

(支給単位期間)

第15条 省略

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)~(5) 省略

第16条 省略

2 月の中途において、法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可 _____ を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、 _____ 自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、

な職員

(返納の事由及び額等)

第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 省略

(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可 _____ を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業 _____ をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 省略

2・3 省略

(支給単位期間)

第15条 省略

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号 _____

_____ に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の2第1項 _____ の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。

(3)~(5) 省略

第16条 省略

2 月の中途において、法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項 _____ に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、

その日の属する月) から開始する。

3 省略

その日の属する月) から開始する。

3 省略

附 則

この規則は、平成25年 8月 1日 から施行する。